

# 新潟市が国家戦略特区(大規模農業改革拠点)の指定を受けたことに対する見解

2014年5月22日 日本共産党新潟市議会議員団

3月28日、新潟市は政府から「大規模農業改革拠点」として、全国6区域の「国家戦略特別区域」(以下、国家戦略特区)の1つに指定をうけた。

## 1. 「国家戦略特区」のねらい

2013年12月7日、国家戦略特別区域法が成立し、医療・雇用・教育・農業などの6分野での規制緩和と税制支援が決まった。

国家戦略特別区域法の第1条は、その目的について「国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、…規制緩和その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め」としている。

### ■「国家戦略特区」はアベノミクス第3の矢の目玉—従来の特区制度より危険な内容

安倍内閣は、日本を「世界で一番企業が活動しやすい国」にすると提唱し、アベノミクスの第3の矢である「成長戦略」の目玉として国家戦略特区を位置づけた。「特区」を大企業の利益追求のための規制緩和を拡大する「突破口」にしようとするものである。

規制緩和を柱とする本格的な特区制度が始まったのは、2002年に小泉内閣が導入した構造改革特区からであり、その後、2011年に菅内閣によって総合特区が導入された。今回、導入された国家戦略特区は、従来の特区制度による規制緩和を不十分とする大企業の意向を受け、「大胆な規制改革の実験場として、特区制度をリニューアル」するものと位置づけられた。「政府主導」で規制緩和を上から強力に押しつけることを主眼としており、これまでの特区以上に危険な内容となっている。

国家戦略特区の推進論者は、雇用・医療・教育・農業などの分野において国民の生活や安全を守ってきた社会的規制を「岩盤規制」などとよび、大企業の経済活動を妨げる邪魔者扱いし、「特区」を「突破口」にこれらの規制を骨抜きあるいは撤廃しようとしている。

国家戦略特区の司令塔である「国家戦略特別区域諮問会議」(内閣府に設置)や、特区ごとに設置され区域計画を作成する「国家戦略特別区域会議」のメンバーから、規制側である農林水産大臣や厚生労働大臣が除外されており、官邸・首長(市長)・民間企業(特定事業者)のトライアングルが関係省庁の頭越しに規制緩和を推進する仕組みになって

いる。

「農業特区」でいえば、既存の農家・農村とは違う枠組みで、前述のトライアングルが農業・農地市場を直接つかむ仕組みづくりが進められようとしている。

## 2. 新潟市が指定を受けた「農業特区」の内容 “プレイヤーは経済人・経済界”

新潟市が国家戦略特区に指定を受けた3月28日の記者会見で、篠田市長と同席した池田弘・新潟経済同友会筆頭代表幹事は、特区の「プレイヤーは誰かとなると、経済人なのです」「プレイヤーの中核は経済界」と発言した。ここに、「農業特区」の本質がある。

新潟市の「農業特区」は、農家や農協など農業関係者の要望・視点から出発したものでは毛頭ない。「特区」の地域指定を受けようと、安倍内閣の意図に沿って新潟市と新潟経済同友会が「新潟ニューフードバレー特区」構想を合作し、その提案の一部が国に認められて指定を受けたものである。

今回の特区指定による規制緩和の主な内容は、(1)国の強い意向をうけて農業委員会の権限を縮小し、企業が参入した農業生産法人が行う農地の権利移動(売買等)の許可事務を新潟市が行うことができるようにする。(2)農業生産法人の役員要件を、現行の「役員の4分の1以上が農作業に従事」から1人以上に緩和する。(3)農家レストランを農業用施設に位置づけ、農用区域内に設置することができるよう要件を緩和する。(4)農業ベンチャー企業が社員を雇用しやすくなるよう支援する一などである。

(1)(2)は、安倍政権や大企業が「企業参入・農地流動化の障害になっている」とみなす農業委員会の権限の一部を奪い、農業生産法人への企業参入と企業の農地所有を促進する狙いがある。これまで、民間企業は耕作条件の悪い農地の賃貸くらいしかできなかったが、これからは堂々と平場の優良農地を所有することができるようになる。これらは、戦後の農政・農地法の原則である「耕作者主義」からの決別であり、やがて農業委員会の解体、行政(市長)の独断による優良農地の企業への集積に連なるものである。

(4)は、新潟IPC財団等を通じ、農家レストランや農業関連企業が外国からの農業研修生を低賃金の労働者として雇用しやすいよう支援するというものである。すでに政府は、外国人在留資格要件を緩和し、農業研修生の在留期間を3年から5年に延長するとともに、農業に限られていた研修先をレストランや食品加工業などにも広げる方向で検討を進めている。

以上みてきたように、「農業特区」は一般の農家にとって役立つものではない。もっぱら民間企業が農業分野に参入し、農業・農地を利益追求の手段とするための規制緩和で

ある。

3月29日付の地元紙は、「新潟市の農協幹部は、『農業は収益を出しにくい難しい分野なのに、規制緩和で企業が参入して長く担っていけるのか』と疑問視」と報じた。また、4月5日付の社説では「優良農地に参入した企業が、中長期的に農業を続けるのかとの懸念もある。効率優先の企業の論理だけで進もうとすれば農業団体の抵抗は強まるだろう」と指摘している。

### 3. 新潟市の提案は、国が認めた「特区」の内容よりも「企業の利益優先」だった

市が「新潟ニューフードバレー特区」で提案した規制緩和項目の多くが国から除外されたが、むしろ今回認められなかった項目こそ、安倍内閣がめざす「世界で一番企業が活動しやすい国」づくりに沿ったものであり、より企業の利益優先が貫かれた内容であった。その主なものは下記の通りである。

#### ①農業生産法人の出資者制限・出資比率の緩和

今回認められたのは、農業生産法人の役員要件の緩和であるが、市の提案では現行2分の1未満となっている農外からの出資比率制限を緩和するよう求めていた。市の提案が通れば、民間企業がほぼ100%出資（支配）する農業生産法人が認められることになる。

#### ②農用地等における「転用」の許可要件の緩和

新潟空港周辺の農地を航空機関連産業の集積地に転用することを可能にすることをねらった。

今回認められたのは、企業が農業を目的に農地を取得することに止められたが、ひとたび農地以外の用途に「転用」することが認められれば、企業が工場用地や投機を目的に農地を買い占めることが可能になる。

#### ③総合保税制度の許可要件の緩和

現行では外国貨物の積卸し・運搬・一時蔵置などが無関税となる保税地域は新潟港・新潟空港に限られているが、市の提案は、これを食品加工工場や倉庫、国際展示場などにも広げ、「総合保税地域」として認めてほしいというものであった。

これは、外国産の農作物・食材を無関税のまま輸入・輸送・加工し、輸出しようというもので、これが実現すれば新潟市の農業は大きな打撃を受けることになる。

今回、これらの内容が認められなかったのは、「国と新潟市の調整が整わなかった」（5月20日・委員会答弁）だけで、調整が整えば、今後、追加・拡大されることは明らかである。

### 4. 全面的な企業参入の“突破口”となる新潟市の「農業特区」

今回の「農業特区」は、市の当初提案からするなら、規制緩和の範囲が相当絞りこまれたといえる。しかし、国のねらいは、農業サイドが受け入れやすいもの、抵抗の少なさそうなものから着手する—ということであったと考えられる。いわば「蟻の一穴」で、まず、新潟市で小さくとも「穴」をこじあげ、ここを挺子に「岩盤」そのものを崩壊させようとしているのではないか。新潟市の「農業特区」は、企業の全面的な農業参入、農業・農地支配への一里塚とされようとしている。

### 5. 新潟市の農業の展望・可能性

新潟市が作成した「新潟ニューフードバレー特区」構想は、「新潟市のポテンシャル」として、「新潟市は全国トップクラスの大農業都市」「新潟市は食品製造力も全国トップクラス」と高らかに謳い、いくつかの指標を紹介している。

それによると、新潟市の水田耕地面積は全国の市町村中1位であり、島根県1県のそれに匹敵する。米産出額も全国市町村中1位で滋賀県1県に匹敵する。認定農業者数は、これも全国1位で高知県1県に比肩する。食料自給率は政令市中1位であり、水稻・すいか・枝豆・梨・桃・チューリップなど11品目の出荷量は県内1位である。

また、食料品製造出荷額は全国市町村中6位、食料品関連事業所数も全国7位である。

さらに、農業活性化研究センター、食品加工支援センター（今年6月完成予定）など、農業や食品加工などを支援する研究機関もそろっている。

一部の企業を潤すために農業・農地を利用するのではなく、市自身が強調する「新潟市のポテンシャル」をフルに生かして家族経営を基本にした農業を発展させ、食品加工等の商工業、消費者との連携も深めていくなら、新潟市の農業に豊かな未来が開けてくるのであり、この方向にこそ力を入れるべきである。新潟市は、「農業特区」などという奇手に頼らず、「地域内経済循環」の重要な構成要素として、農業を含めた産業政策に本腰を入れるべきである。

以上